

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 固 定 資 産 管 理 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (減価償却の方法) 第 2 3 条 } 2 } (略) 3 } 4 減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）の定めるところによる。ただし受託研究費等により特定の研究目的のために取得した償却資産については、当該研究終了までの期間を耐用年数とし、中古資産を寄附等により取得した場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年 3 月 3 1 日大蔵省令第 1 5 号）に定める簡便な方法により耐用年数を算出するものとする。 5 } 6 } (略) (後 略) 別表 (略)	(減価償却の方法) 第 2 3 条 } 2 } (同 左) 3 } 4 減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）の定めるところによる。ただし受託研究費等により特定の研究目的のために取得した償却資産で、<u>当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合</u>については、当該研究終了までの期間を耐用年数とし、中古資産を寄附等により取得した場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年 3 月 3 1 日大蔵省令第 1 5 号）に定める簡便な方法により耐用年数を算出するものとする。 5 } 6 } (同 左) 附 則（令和 7 年 3 月総長裁定） この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 別表 (別 添)

別表（第4条関係）

固定資産管理単位	固定資産管理責任者
文学研究科・文学部	研究科長
教育学研究科・教育学部	研究科長
法学研究科・法学部	研究科長
経済学研究科・経済学部	研究科長
理学研究科・理学部	研究科長
医学研究科・医学部	研究科長
薬学研究科・薬学部	研究科長
工学研究科・工学部	研究科長
農学研究科・農学部	研究科長
人間・環境学研究科・総合人間学部	研究科長
エネルギー科学研究科	研究科長
アジア・アフリカ地域研究研究科	研究科長
情報学研究科	研究科長
生命科学研究科	研究科長
総合生存学館	学館長
地球環境学堂・学舎	学堂長
公共政策連携研究部・公共政策教育部	研究部長
経営管理研究部・経営管理教育部	研究部長
化学研究所	所長
人文科学研究所	所長
医生物学研究所	所長
エネルギー理工学研究所	所長
生存圏研究所	所長
防災研究所	所長
基礎物理学研究所	所長
経済研究所	所長
数理解析研究所	所長
複合原子力科学研究所	所長
東南アジア地域研究研究所	所長
iPS細胞研究所	所長
附属図書館	館長
医学部附属病院	病院長
学術情報メディアセンター	センター長
生態学研究センター	センター長
野生動物研究センター	センター長
総合博物館	館長
フィールド科学教育研究センター	センター長
福井謙一記念研究センター	センター長
ヒト行動進化研究センター	センター長
国際高等教育院	教育院長
学生総合支援機構	機構長
人と社会の未来研究院	研究院長
大学文書館	館長
高等研究院	研究院長
アフリカ地域研究資料センター	センター長
事務本部(情報部を除き、＜)事業推進組織 (総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び 成長戦略本部)を含む。)	施設部長
情報部	部長